

わたくしたちのめざす道

三多摩地区労働組合連合協議会 行動綱領

私たちは1991年7月6日、三多摩地区労働組合連合協議会（略称：三多摩労連）を結成しました。労働組合運動は、労働者が思想・信条のちがいをこえて、一致した要求に基づいて団結し、自らの生活と権利を守り発展させることを目的として始められました。

三多摩労連はその原点に立って、三多摩に働くすべての労働者・市民の切実な要求の実現と、働く人々の希望に輝く未来のために、そして日本の社会進歩と世界の恒久平和のために、すべての労働者国民とともに手を取りあって、全力をあげて活動します。

I、労働運動の歩みと三多摩労連運動の意義

日本の労働運動の歩みは、労働者の人間としての尊厳を守り、平和と民主主義を発展させ、社会進歩を実現しようとする厳しいたたかいの道のりでした。

私たちの働くこの三多摩の地でも、そのたたかいは休むことなく続けられてきました。その歴史と伝統は、現在でも大企業の人権侵害・差別待遇とのたたかいに、中小企業の劣悪な労働条件改善のたたかいに、公務労働者の雇用を守り権利を拡大するたたかいに、建設労働者の生活を向上させるたたかいに、そして民主教育を守るたたかいに、国民・市民本位の政治実現のために、そして、なによりも平和憲法を守り生かすために一身を投げうっている多くの仲間たちの献身的活動の中に脈々と受け継がれています。

さらに、日米安全保障条約に基づいて存在する米軍横田基地など、多くの軍事基地をかかえるこの三多摩では、砂川基地拡張反対闘争以来、全国に誇る、労働者・市民の平和をを求める果敢なたたかいが続けられています。

三多摩ではたらく組織労働者は、地域社会においても重要な存在になっています。三多摩地域は、戦後、首都東京の人口急増にともなって、そのベッドタウンとして大きな変貌を遂げてきました。大企業の集中地域ともなり、また、軍事基地が多数存在することとあわせて、そこには多くの切実な要求が渦まいています。その一つひとつを解決していくためには、労働組合が正しい路線と方針に基づいて、多数の仲間を結集して、さまざまな運動の先頭に立ってたたかい抜くことが求められています。しかし、政治の革新はもとより、労働者・国民の生活と権利の擁護を放棄した右翼的労働組合は、消費税の導入と増税、「構造改革」の名による福祉の切り捨て・教育の反動化・長時間労働の強制・下請け中小零細企業への圧迫等々の、政府の反国民的な政策実行と、独占資本の横暴な企業活動に手を貸しています。

こうした情勢の下で、「資本からの独立」・「政党からの独立」・「一致する要求にもとづく行動の統一」という、いかなる労働者・労働組合にとっても一致可能な三原則を堅持した全国労働組合総連合（全労連）と、その東京組織に結集する三多摩労連は、三多摩地域の労働組合運動を前進させるうえで、きわめて重要な役割を担っています。全労連は、産業別組織と地域別組織の統一したたたかいを、最も重要な柱としています。それは、産業別組織の要求と、地域の労働組合の要求を相互に結合し、共同したたたかいを組織することによって、一層大きな力を発揮しようとするものであり、さらに、国民的要求・地域的な市民要求の実現を同時にすすめようとするものです。政府・独占資本の攻撃が、全国民的規模でかけられている現在、この基本路線こそ最も重要なものです。

三多摩労連は、この全労連の路線に沿って、三多摩地域に新しい労働運動を創造するために活動をすすめます。この活動こそ、右翼的労働組合に支配されている労働組合運動を、真に労働者のものとして取り返し得るものであり、現在、日本の労働運動の最重要課題となっている未組織労働者の組織化を成功させ、全ての労働者・労働組合の大同団結を実現するものであることを確信します。

II、三多摩労連のめざす道

- 1、加盟する労働組合の要求の実現をめざすとともに、さまざまな労働団体との協力共同を通じて、三多摩の全労働者の要求実現運動をすすめます。そして、その運動を通じて全労連運動を広めてゆきます。
- 2、未組織労働者の組織化をすすめ、三多摩の労働者の最大多数を結集する組織をつくりあげます。
- 3、国民的課題や、三多摩に働き三多摩に居住する全ての人々の要求実現を重視して活動します。同時に、労働者の要求を率直に地域に持ちこみ、三多摩各地の住民団体・地域組織に協力共同を求めます。
- 4、日本国憲法を守り、職場・地域に生かす運動を積極的にすすめます。
- 5、政策制度要求を重視し、必要な政策提言を積極的に行います。
- 6、外国人労働者の労働問題の解決をもふくめ、労働者の国際連帯のために積極的に活動します。
- 7、労働者教育を重視し、労働者の政治的・社会的自覚の向上をはかります。
- 8、労働者・労働組合員の政党支持の自由・政治活動の自由を、完全に保障します。

III、三多摩労連の基本的要求

- 1、大幅賃上げ・労働時間短縮・全国一律最低賃金制確立・雇用保障・働く女性の地位向上をはじめとする、労働者の切実な要求の実現をめざします。
- 2、不当労働行為の根絶・労働三権の完全確保と、憲法に保障された全ての基本的人権の確保をめざします。
- 3、さまざまな形での三多摩格差の是正と、三多摩の文化的水準の向上をめざします。
- 4、社会保障制度の拡充・消費税増税阻止と撤廃・農林漁業の再建・生活関連社会資本の拡充・軍事費削減などの国民的諸要求の実現と、労働者の政治的・経済的・社会的地位の向上をめざします。
- 5、あらゆる差別の撤廃と、完全な男女平等の実現をめざします。
- 6、大企業の横暴を許さず、経済民主主義の確立と国民本位の税制の実現、民主的かつ公正な行財政の確立をめざします。
- 7、小選挙区制、教育制度改悪、医療・年金制度の改悪など、国民の生活と基本的人権を侵害する政治制度に反対し、民主主義の擁護確立をめざします。
- 8、世界に誇る平和憲法を守り、天皇の「元首化」・憲法九条改悪・地方自治破壊に反対し、憲法の民主的条項の擁護をめざします。
- 9、日米安保条約の廃棄・自衛隊の海外派兵反対・横田基地をはじめとする米軍基地の撤去・非核三原則の法制化・被爆者援護法の制定をめざします。
- 10、非核、非同盟・中立、民主の日本を実現する、革新統一戦線の結成をめざします。
- 11、核戦争阻止、核兵器の即時廃絶、民族自決権の擁護による世界平和の実現と、地球環境の保全をめざします。

付則

- 1、(効力) 1991年7月 6日 制定
- 2、(改正) 2006年7月29日 一部改正

三多摩地区労働組合連合協議会規約

前文

三多摩地区労働組合連合協議会は、三多摩の労働組合運動のたたかう歴史と伝統を継承し、全労連、東京労連、東京地評、に結集して、労働者・国民の生活向上、平和と民主主義、人権擁護などの要求実現のためにたたかいます。三多摩地区労働組合連合協議会は、組合民主主義を何よりも大切にし、「資本からの独立」「政党からの独立」「一致する要求に基づく行動の統一」の三原則に基づいて運営され、組合員の政党支持の自由、政治活動の自由を守り活動します。

第1章 総則

第1条 (名称と所在地)

この組織は、三多摩地区労働組合連合協議会（略称「三多摩労連」以下略称）と呼び、事務所を東京都立川市に置きます。

第2条 (組織の性格)

三多摩労連は、三多摩地区における労働運動のセンターとしての機能をもつとともに、東京地方労働組合総連合（東京労連）および東京地方労働組合評議会（東京地評）に、その三多摩ブロック協議会として結集します。

第3条 (事業)

三多摩労連は、その目的を達成するために次の事業を行います

1. 加盟組合の三多摩地区における産業別闘争と地域闘争の組織・調整
2. 全労連・東京労連・東京地評が組織する統一闘争への全労働者結集と未組織労働者の組織化
3. 争議及び大企業労働者のたたかひの支援
4. 労働者の教育・文化、福祉活動の推進
5. 機関紙誌の発行等宣伝活動の推進
6. 労働者の要求実現のための政策立案および調査研究
7. 地域住民、国民諸階層の要求実現のための三多摩における共同行動の推進
8. 要求実現のために政党、その他の団体との協力
9. 自治体との交渉
10. 労働者の利害に関する各種機関への代表派遣
11. 労働者の国際連帯の推進
12. その他目的達成に必要な事項

第2章 組織の構成

第4条 (構成と加盟単位)

三多摩労連の規約に賛同する産業別組合の三多摩地区組織（もしくは準ずる組織）、三多摩地区内にある産業別組合、単位組合及び地域組織で構成します。

第3章 加盟及び脱退

第5条 (加盟)

三多摩労連に加盟しようとする組織は所定の加盟申請書に当月の会費を添えて申し込むものとします。加盟の承認は大会または評議員会の議決を要するものとします。なお、オブザーバー加

盟については、別に定めます。

第6条（脱退）

三多摩労連から脱退しようとする組織はその理由を明らかにして大会または評議員会の承認を得るものとします。

第4章 権利と義務

第7条（権利）

1. 加盟組織の地位と権利は、すべてこの規約のもとに平等です。
2. 加盟組織は、規約を守ることのほかは三多摩労連によって組織の自主権はおかされません。

第8条（義務）

1. 加盟組織は、規約を守り三多摩労連の機関決定に基づく運動の発展に努めなければなりません。
2. 加盟組織は、会費を定められた期日までに納入しなければなりません。

第5章 機関

第9条（機関）

三多摩労連に次の機関を置きます。

1. 大会
2. 評議員会
3. 幹事会

第10条（大会）

大会は、三多摩労連の最高の議決機関であって、代議員、特別代議員、役員によって構成し、原則として毎年1回7月に開催します。但し、加盟組織の3分の1以上、又は評議員会の要求があった場合は臨時に開催しなければなりません。大会の招集は幹事会の議決をへて議長が行うものとし、原則として大会の1カ月前までに議題を示して加盟組織に通知しなければなりません。なお、大会代議員の選出基準は別途定めます。

第11条（大会の議事内容）

次の事項は、大会で審議・議決しなければなりません。

1. 行動綱領・規約の改廃
2. 会費額の決定
3. 活動報告の承認
4. 運動方針の決定
5. 予算の決定と決算の承認、および会計監査報告の承認
6. 役員の選出
7. その他必要な事項

第12条（評議員会）

評議員会は大会に次ぐ議決機関であって、評議員及び役員によって構成し、必要に応じて幹事会の議決をへて議長が招集します。なお、評議員の選出基準は別途定めます。

第13条（評議員会議事内容）

評議員会では次の事項を決定することができます。

1. 予算の補正及び会計中間報告の承認
2. 役員の補充

3. 職員の雇い入れ、雇い止め
4. 組織の加盟脱退
5. その他必要な事項

第14条（幹事会）

1. 幹事会は大会及び評議員会の議決を執行する機関であって、三多摩労連の日常業務を行います。また、緊急を要する事項で、評議員会を開催する余裕のない場合に、評議員会にかわって審議・決定を行う権限を持ち、その場合は大会または評議員会に報告し承認を求めるものとします。
2. 幹事会は、会計監事を除く役員で構成し、必要に応じて随時議長が招集します。

第15条（会議の成立、議決）

三多摩労連の大会、評議員会、幹事会の成立は、大会にあつては代議員定数の、評議員会にあつては評議員定数の、幹事会にあつては構成員の過半数の出席によって成立し、議決は出席代議員、評議員、および役員の大過半数で行うこととします。可否同数の場合は議長がこれを決定することとします。

但し、第11条の1項の議決は出席代議員の3分の2以上の賛成を必要とします。また、この大会議決の規定にかかわらず、出席組合の過半数が反対した場合、その議事は成立しないものとします。

第16条（機関に準ずるもの）

各地域の運動を交流するとともに、東京労連および東京地評の方針を各地域に具体化し、三多摩地区の運動について協議する場として地域代表者会議を置きます。なお、単産代表者会議、および単産地域代表者会議を開くこともできるものとします。

第6章 役員

第17条（定数と任期）

三多摩労連に次の役員を置き、任期は定期大会より次期定期大会までとします。但し、再任は妨げないものとします。また、役員に欠員が生じた場合は、その補充を評議員会で行うことができます。その任期は前任者の残任期間とします。

議長 1名、 副議長 若干名、 事務局長 1名、 事務局次長 若干名、
幹事 若干名、 会計監事 2名

第18条（選出）

役員は、評議員会の議決をへて設置した役員選考委員会において、立候補予定者が所属する加盟組織の推薦を得て作成された役員候補者名簿に基づき、大会で選出します。

第19条（顧問）

三多摩労連は大会または評議員会の議決をへて顧問を委嘱することができます。

第20条（任務）

1. 議長は三多摩労連を代表し、組織を統括します。
2. 副議長は議長を補佐し、議長事故ある場合はその任務を代行します。
3. 事務局長は三多摩労連の事務局を統括します。
4. 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故ある場合はその任務を代行します。
5. 幹事は業務を分担し、機関決定の執行にあたります。

6. 会計監事は会計を監査します。
7. 顧問は随時、各機関に出席して諮問に応じ、助言を行うことができます。

第7章 事務局及び部会

第21条 (事務局)

三多摩労連の業務の遂行、事務処理のため役員および職員をもって事務局を設けます。

第22条 (専門部・専門委員会)

幹事会に次の専門部を置くことができます。

1. 企画調査部
2. 総務財政部
3. 教育宣伝部
4. 組織・争議対策部
5. 国民運動共闘部
6. その他必要に応じ、幹事会の決定によって、専門部・専門委員会を置くこととします。

第23条 (部会)

婦人部・青年部等、必要な部会を設けることができます。

第8章 会計

第24条 (経費)

三多摩労連の経費は会費、臨時会費、分担金、寄付金その他をもってあてるものとします。

第25条 (会費)

三多摩労連の会費は毎月末までに会計に納入しなければなりません。組合員1名1月当たりの会費、登録人員、加盟組織の最低基準は大会で定めるものとします。

第26条 (臨時徴収)

臨時の会費及び分担金は大会又は評議員会の決定により徴収することとします。

第27条 (会計年度)

三多摩労連の会計年度は毎年6月1日より翌年5月31日までとします。

第28条 (会計報告と監査)

三多摩労連の会計は毎年2回会計監査を受け、大会および評議員会に会計報告及び監査報告を行わなければなりません。

附則

1. (細則) 三多摩労連の運営に必要な規程は別に定めることとします。
2. (効力) この規約は1991年7月6日から効力を有することとします。
3. (改正規約の効力) この改正規約は1992年8月1日から効力を有することとします。
4. (改正規約の効力) この改正規約は1993年7月24日から効力を有することとします。
5. (改正規約の効力) この改正規約は2003年1月24日から効力を有することとします。
6. (改正規約の効力) この改正規約は2006年7月29日から効力を有することとします。